

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第十六号

### 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年広島県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(車線により構成されない車道の部分)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(車線の幅員の特例)

第三条 条例第四条第四項ただし書の規則で定める幅員は、別表第一の下欄に掲げる値とする。

2 条例第四条第五項ただし書の規則で定める幅員は、三メートルとする。

(中央帯等の幅員の特例)

第四条 条例第五条第三項の規定により規則で定める中央帯の幅員は、別表第二の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

2 条例第五条第四項の規定により規則で定める中央帯に設ける側帯の幅員は、別表第三の下欄に掲げる値とする。ただし、前項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所のうち、第一種又は第二種の道路については、〇・二五メートルまで縮小することができる。

(路肩の幅員の特例)

第五条 条例第七条第二項ただし書の規則で定める幅員は、第一種第二級の普通道路にあつては一・七五メートル、第一種第三級及び第四級の普通道路にあつては一・二五メートル、第三種第二級、第三級及び第四級の普通道路にあつては〇・五メートルとする。

2 条例第七条第三項ただし書の規則で定める幅員は、第一種第二級及び第三級の普通道路にあつては一・七五メートル、第一種第四級の普通道路にあつては二メートルとする。

3 条例第七条第五項の規則で定める値は、第一種第二級の道路にあつては一メートル、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートル、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあつては〇・五メートルとする。

4 条例第七条第九項ただし書の規則で定める値は、第一種第二級の普通道路にあつては〇・五メートル、第一種第三級及び第四級の普通道路にあつては〇・二五メートルとする。  
（停車帯の幅員の特例）

第六条 条例第八条第二項ただし書の規則で定める幅員は、一・五メートルとする。

（自転車道の幅員の特例）

第七条 条例第十条第三項ただし書の規則で定める幅員は、一・五メートルとする。

（設計速度の特例）

第八条 条例第十六条第一項ただし書の規則で定める値は、別表第四の下欄に掲げる値とする。

（曲線半径の特例）

第九条 条例第十八条ただし書の規則で定める値は、別表第五の下欄に掲げる値とする。

（縦断勾配の特例）

第十条 条例第二十三条ただし書の規則で定める値は、別表第六の下欄に掲げる値とする。

（縦断曲線半径の特例）

第十一条 条例第二十五条第二項ただし書の規則で定める値は、千メートルとする。

（車道及び側帯の舗装の構造の基準）

第十二条 条例第二十六条第二項の規則で定める基準は、次条から第十六条までに定めるところによるものとする。

（疲労破壊輪数）

第十三条 疲労破壊輪数（舗装道において、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質（以下「舗装構成」という。）が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、舗装計画交通量（舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び二以上の車線を有する道路にあつては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の一車線当たりの日交通量をいう。以下同じ。）に応じ、別表第七の下欄に掲げる値以上とするものとする。

2 疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合

するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第十四条 塑性変形輪数（舗装道において、舗装の表層の温度を六十度とし、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に一ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、別表第八の下欄に掲げる値以上とするものとする。

2 塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第十五条 平たん性（舗装道の車道（二以上の車線を有する道路にあつては、各車線。以下この項において同じ。）において、車道の中心線から一メートル離れた地点を結ぶ、中心線に並行する二本の線のいずれか一方の線（条例第三十五条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。）上に延長一・五メートルにつき一箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平たん舗装路面（路面を平たんとなるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。）との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、二・四ミリメートル以下とするものとする。

2 平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(排水性舗装等)

第十六条 自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、第十三条から第十五条までに定める構造とするほか、次項に定める基準に適合する構造とするものとする。

2 浸透水量（舗装道において、直径十五センチメートルの円形の舗装路面の路面下に十五秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、道路の区分に応じ、別表第九の下欄に掲げる値以上とするものとする。

3 浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(合成勾配の特例)

第十七条 条例第二十八条第一項ただし書の規則で定める値は、十二・五パーセントとする。（屈折車線又は変速車線を設ける場合の車線の幅員の特例）

第十八条 第三十条第三項の規則で定める値は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートル、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートル、第四種の小型道路にあつては二・五メートルとする。

(待避所の長さの特例)

第十九条 条例第三十三条第三号ただし書の規則で定める長さは、十メートルとする。

(交通安全施設)

第二十条 条例第三十四条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 駒止
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(防雪施設)

第二十一条 条例第三十八条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 吹きだまり防止施設
- 二 雪崩防止施設
- (トンネル施設)

第二十二条 条例第三十九条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものであつてトンネルを設ける道路の計画交通量その他安全かつ円滑な交通を確保するため必要な設計条件を勘案した能力を有するものとする。

一 換気施設

二 照明施設

2 条例第三十九条第二項の規則で定める施設は、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設とする。

(橋、高架の道路等の構造)

第二十三条 条例第四十条第二項の規定により規則で定める橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(自転車専用道路の幅員の特例)

第二十四条 条例第四十四条第一項ただし書の規則で定める値は、二・五メートルとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

区	分
	車線の幅員（単位メートル）

第三種		第二種	第一種			区	分
第三級	第二級		第四級	第三級	第二級		
〇・二五		〇・五	〇・五			中央帯に設ける側帯の幅員 (単位メートル)	
			〇・七五				

別表第三(第四条関係)

第四種			第三種			第二種		第一種			区	分
第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級		
一・〇			一・七五			一・七五	二・二五	三・〇		四・五	中央帯の幅員(単位メートル)	
/			一・〇			一・二五	一・五	一・五		二・〇		

別表第二(第四条関係)

第四種	第三種	第二種		第一種		
第一級	第二級	第一級		第三級	第二級	
普通道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	小型道路	普通道路
三・五	三・五	三・〇	三・二五	三・〇	三・二五	三・七五





その他

1100